

東京高裁總第 3780 号

令和 2 年 10 月 29 日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

9 月 16 日付け（同月 18 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

河井克行衆議院議員の保釈請求に関する抗告審の担当裁判官の氏名及び抗告審の決定の日付が書いてある文書（既済事件一覧表の抜粋）

2 開示しないこととした理由

1 の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（担当）総務課 電話 03 (3581) 1332 (ダイヤルイン)